

JBS フラッシュニュース

2020年1月号

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

(EY Japan)

ニラドリ・ナグ

城市 武志

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

niladri.nag@jp.ey.com

takeshi.joichi@jp.ey.com

今月号の内容

1. CBICは、売上高が10億ルピーを超える企業に対してEインボイスを義務化することを発表
2. 政府は、大規模ビジネスを行う者が支払いを受け取るための必須の電子モードを規定
3. 常勤秘書役と秘書監査に関する会社法規則改正

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。

このTax Alertは、物品サービス税(GST)に基づくEインボイスに関して、間接税関税局(CBIC)によって公表された最近の通知の内容です。

2019年6月21日に開催された第35回GST評議会のミーティングで、B2B取引に電子請求システムを段階的に導入することが決定されました。当該システムは、2020年1月1日から試験的に開始される予定でした。

CBICの通知によれば、会計年度の総売上高が10億ルピーを超える事業者は、2020年4月1日からGST登録を行う顧客へのサプライ(B2B取引)についてEインボイスを作成することが必要になります。Eインボイス導入時には、現行のインボイスを3回(物品の場合)または2回(サービスの場合)作成する要件は廃止されます。

また総売上高が50億ルピーを超える事業者の場合、2020年4月1日以降に未登録者(B2C取引)に発行されるインボイスには、QRコードを付けることが必要とされます。

Eインボイス規定は、2019年9月20日に開催された第37回会議でGST評議会によって承認され、GSTポータルで利用可能です。

現在、QRコードの要件は、Tax Invoiceに対してのみ規定されており、請求書(Bill of Supply)に対する規定でないことに注意が必要です。

尚、詳細については添付のスライド「GSTコンプライアンス-Eインボイスと新申告制度-」を合わせてご高覧頂き、ミーティングのご希望があればEYインドJBSスタッフまで気軽にお問合せください。

このタックスアラートは、2019年11月1日から施行された所得税法(ITA)の新たなセクション(S.)269SUの下での電子モードによる支払の規定に関して、直接税中央委員会(CBDT)を通じて政府が発行した2019年12月30日付けのNo. 105/2019(通知)およびNo. 32/2019(通達)について説明しています。

通知は、(i) RuPay を搭載したデビットカード(ii) 統一支払インターフェース(UPI) (BHIM -UPI) および(iii) 統一支払インターフェースクイックレスポンスコード(UPI QRコード) (BHIM-UPI QR Code) の3つの必須の電子モードによる支払方法を指定しており、直前の課税年度中における総売上高が5億インドルピーを超えた特定の者(specified person)に2020年1月1日から適用されます。これらのモードは、そのような者によって既に提供されている他の電子モードに追加されることになります。

また通達は、2020年1月1日より、特定の者が上記の規定の電子モードを介して支払いを受け入れるためのファシリティを提供しなければならないことを明確にしています。更に、2007年決済システム法(PSSA)の新しい規定を考慮して、2020年1月1日以降、販売業者割引率(Merchant Discount Rate、MDR)を含む手数料は、上記の所定の電子モードによる支払いには適用されません。

加えて通達は、特定の者がS.269SUを順守しない場合、1日あたり5,000インドルピーの罰金が適用されることを明確にしています。ただし、所定の電子モードを介して支払いを受け入れるためのファシリティを設置して運用するのに十分な時間を与えるために、特定の者が2020年1月31日までにファシリティを設置および運用する場合、ペナルティは課されません。しかしながら特定の者がそうしなかった場合には、2020年2月1日から1日あたり5,000インドルピーの罰金を支払う義務があります。

アラートの全文(英語)は[こちら](#)をご覧ください。

2020年1月3日、MCA (The Ministry of Corporate Affairs) は、通達により管理職 (Managerial Personnel) に関する会社法規則を改正しました (the Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Amendment Rules, 2020)。

改正の要旨は以下です。

規則条文番号	旧規定	新規定(改正後)	EYコメント
<p>常勤秘書役の選任</p> <p>Rule 8A of the Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Rules, 2014</p>	<p>規則第8条の会社(払込資本金 Rs 10 crore以上の上場会社及び公営会社)以外で、払込資本金額が Rs 5 crore 以上の会社は、常勤の秘書役を選任しなければならない。</p>	<p>払込資本金額が Rs 10 crore 以上のすべての民間会社は、常勤の秘書役を選任しなければならない。</p>	<p>秘書役の人材不足の状況に鑑み、小規模会社については基準が Rs. 5 crores以上からRs. 10 crores以上へ緩和されました。</p>
<p>秘書監査 (Secretarial Audit) の対象</p> <p>Rule 9 of Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Rules, 2014</p>	<p>第204条第(1)項(大会社に対する秘書監査)の対象となるその他の会社は以下:</p> <p>(a) 払込資本金額がRs. 50 crore以上のすべての公営会社</p> <p>(b) 総売上がRs. 250 crore以上のすべての公営会社</p>	<p>第204条第(1)項(大会社に対する秘書監査)の対象となるその他の会社は以下:</p> <p>(a) 払込資本金額がRs. 50 crore以上のすべての公営会社</p> <p>(b) 総売上がRs. 250 crore以上のすべての公営会社</p> <p>(c) 銀行もしくは公的機関からRs. 100 crore以上の未払いの借入を有するすべての会社</p>	<p>秘書監査 (Secretarial Audit)とは、社外の独立した秘書役が対象会社の会社法やその他関係法遵守の状況をチェックする監査業務です。ステークホルダーに対して対象会社のコンプライアンス状況を保証する目的で行われるところ、この度MCAは一定額以上の借入金を有する会社にまでその対象範囲を拡張させました。</p>

今回の改正は2020年4月1日から開始する会計年度より適用となります。

改正の全文は[こちら](#)をご参照ください。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

お問い合わせ先

EY India JBS

- ▶ 山口 哲男
Email: tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
- ▶ 飯田 亮也
Email: ryoya.iida@in.ey.com
- ▶ 深尾 淳一
Email: junichi.fukao@in.ey.com
- ▶ 出利葉 大輔
Email: daisuke.ideriha@in.ey.com
- ▶ 猪野 晶
Email: aki.ino@in.ey.com

EY Japan

- ▶ ニラドリ・ナグ
Email: niladri.nag@jp.ey.com
- ▶ 城市 武志
Email: takeshi.joichi@jp.ey.com